

## 綱光公記

— 宝徳元年九月〜一二月記 —

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号〜二五号では広橋綱光（一四三二—七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）の暦記の翻刻を行い、二五号までで現在確認できた暦記の紹介を終えた。そこで二六号より再び時代をさかのぼり、綱光の記した日次記の紹介を行ってみたい。今号では文安六年（宝徳元年、一四四九）九月〜一二月記を取り上げる。本記の概略については二〇号を参照して頂きたい。

この年の将軍は足利義政、天皇は後花園天皇。綱光は一九歳、右兵衛佐で、正月に正五位上に叙された。広橋家の当主として本格的な出仕を開始した時期である。日記からも、朝儀の習得に励んでいる様子が窺える。主な内容を見る。この年四月頃から続く地震はまだ収まらず、九月六日、一〇月二日、閏一〇月一日・二〇日にも大きな地震が発生している。

幕府では、一〇月九日に畠山徳本（持国）が管領に再任され、一一月九日には出仕始・評定始が行われた。一二月一日には、細川讃州家の

遠須 桃田  
藤 中田 崎  
珠 牧 奈 有  
紀 保 子 一 郎

持常が死去。成之が跡を継いだ。一二月三日には將軍義政が参内した。この年は一一月朔日が冬至に当たる朔旦冬至の年であった。約二〇年に一度のめでたいことであり、朝廷ではこの日朔旦冬至の句政が行われた。綱光もあらかじめ次第を借り受けて書写したり、当日の儀についても「邂逅儀注別記」と、詳しく記録したようである。一二月二日には朔旦冬至の臨時叙位が行われた。綱光も参仕したが、藏人が四人となったため（参仕を憚るよう言われ、見物にまわっている。綱光は不本意だったようだが、儀式の次第について詳細に記している。

また九月には、室撰津満親女との間に長男（のちの兼顕）が誕生した。一二月二日には親子で諸社に参詣し、色直の祝が行われた。

次に書誌情報についてまとめる。自筆本は国立歴史民俗博物館蔵『綱光公記』のほか、東京理科大学近代科学資料館下浦文庫蔵『具註曆仮名曆』（下〇〇〇一）に一二月三〇日条後半が含まれる。

国立歴史民俗博物館所蔵自筆本は七月一日〜九月二六日条（日六三—六六〇）、一〇月三日条カ〜一一月二日条（日六三—六六一）、一二月一日〜三〇日条（日六三—六六二）の三卷である。七月一日〜九月二六

日条は、永享七年の間明なしの具注暦及び書状や草案を翻して記されている。題箋には「綱光公記（自宝徳元年七月一日至九月廿六日（尾欠）

自筆本／間欠（七月八日九日及自九月七日至十七日首欠、）一卷『綴合改めたる通り』とある。題箋にも見えるように、現在九月六日条の後、多少の空白が取られ、某日条（前欠）から二六日条（後欠）の三紙が継がれている。この三紙は現在の卷子にする時に、九月記と判断したようである。しかし内容を見ると、九月記ではなく一〇月が適当であるように思われる。そこでこの三紙の前後の残画を、次の巻である一〇月一七日条（後欠）、二六日条（前欠）とあわせてみると、完全に一致した。そのため本稿では一〇月記として翻刻した。これにより一〇月記は四日以降脱落なく復元できた。

一〇月三日条（カ）／一二月二日条は、書状等を翻して記され、題箋には「綱光公記（自宝徳元年十月四日至十一月廿一日 自筆本／首間尾欠）十月四日首及自十七日尾至廿七日首十一月廿二日以後欠」一卷『綴合このま、』とある。「間欠」とされている一〇月一七日条／二六日条については前述の通りである。また現在の卷子の末尾、一二月二日条の後ろには、書状の一部が三紙と和歌が一紙の四紙が貼り継がれている。ただし二紙目の和歌は「梢蟬」と夏の風物であり、三紙目の万里小路時房書状は九月一八日付け、一紙目の書状（後欠）も松茸を贈られた礼状となっている。一月とは季節も異なり、日記本文とも特に対応は見られない。後年、たまたま貼り継がれて現状の形となったのであろう。

一二月一日／三〇日条は、宝徳元年七月二八日／一二月二三日の間明き一行の具注暦の紙背が用いられ、題箋には「綱光公記（宝徳元年一二月一日（首欠）／三十日／自筆本、首中欠）一卷『綴合このま、』とある。なおこの巻は現在、一二月七日条と九日条の間、一五日条の半ばに、脱落が想定され、多少の空白を置いて成巻されている。しかし紙背

の具注暦で確認するといずれも、半行程度の脱落で、おそらく文章は接続していると考えられる。一二月一五日条では、紙背に近衛教基の子政深の三宝院入室・得度の記事が記されている。綱光は、この入室に供奉を命ぜられなかったことを嘆いている。あるいは事後に聞いたために、表に書くスペースがなく紙背に記されたのであろうか。政深の入室に關してはその他の日条にも記事が多い。このほか書き方の特徴としては、閏一〇月六日条など何力所かで、行頭の日付を抹消して前の日の日記を記している部分がある。あらかじめ日付のみ記しておき、余白に実際に日記を書いたところスペースが足りなくなつて抹消したものと推測される。綱光の日記の書き方を探る上で手がかりとなる。

東京理科大学近代科学資料館『具注暦 仮名暦』は、中世の具注暦・仮名暦の断簡を集めて成巻したものである。これらの暦は広橋家歴代の暦記、日次記紙背から脱落したものであり、綱光公記の断簡数点も含まれる。本稿で紹介した宝徳元年一二月三〇日条は第一〇紙として貼りつがれ、紙背は宝徳元年七月一七日／二七日の間明き一行の具注暦である。こちらも紙背具注暦から国立歴史民俗博物館所蔵分の後にすぐ接続すると判断される。なお『具注暦 仮名暦』、および年次比定については、尾上陽介「東京理科大学近代科学資料館所蔵『具注暦 仮名暦』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年）で詳しく検討されている。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館・東京理科大学近代科学資料館に深謝申し上げる。

【付記】本稿は「中世後期古記録の史料学的研究」（若手研究B 研究代表者遠藤珠紀）「流鏑馬の起源・成立過程の実証的再検討―鎌倉幕府儀礼の源流と東アジア文化―」（若手研究B 研究代表者桃崎有一郎）の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□□□で示した。
- ・抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■と示した。判読不能の文字は☒で示した。
- ・また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
- ・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・東洋理科大学近代科学資料館蔵『具註曆 仮名曆』を底本とする部分は「」で括り、符号(裏)を付した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

(宝徳元年)

九月

一日、晴、時々雨下、早旦参(足利義政) 室町殿如例、珍重々々、入晩 禁裏祇候、自夜前も御減云々、珍重々々、  
 二日、微明為当番所参 内也、今日猶御減、珍重存外無他々々、  
 三日、晴、今日御灯御襖出御停止、依御不予也、停止之由藏人中務丞与(慈光寺定徳)奪了、  
 四日、晴、祇候 禁裏、  
 五日、雨下、  
 六日、晴、為番祇候内裏、入夜自 室町殿御絵三色被進、為被御覧云々、  
 七日、一色咸陽宮四幅、月山筆、十二類絵三卷、義経絵十卷也、先十二類

繪被御覧、菅宰相説詞、可謂希代御絵也、後咸陽宮御覧、彼是重宝近比見事、殊更咸陽御絵一段宝物也、驚目之計也、太平記・明德記等被御覧、御不予猶々次第御減之由医師申入間、珍重外無他也、猶地震鳴動殊高声、為之如何、朔旦御沙汰有種々仰之、後聞自 室町殿被進御絵共自 禁裏(御題)為■被申云々、内々歟(中山親通)傳奏侍者持参、菅宰相申次、目六相添也、○後(使力)

(十月)  
(貼継紙)  
(服)本腹由能々啓白申入、早々可有御本腹候処、目出々々、色々御悦共参洛仕候て御吉事可申入候由可有御披露候、恐々謹言、



十月三日  
(速本信景) 越中守殿  
(四) 日、晴、依為亥子参 室町殿、秉燭 禁裏祇候、庭上申入、仙洞申入(後崇光院)了、珍(重カ)

(切封墨引)

五日、

六日、

七日、

八日、

九日、晴、管領畠山入道今日領伏申入、夕夜彼亭出向、群集者也、  
(德本、持國)

十日、晴、暖氣、參詣經王堂、修南道駕文車、無程歸幕、  
(元憲、綱光祖父兼首男、同)

十一日、

十二日、晴、御月忌如例、入夕陽參瑞雲院、  
(綱光父兼輝、文安三年四月二日没)

十三日、晴、

十四日、晴、先上様御參籠五大堂間參者也、後瑞雲院御月忌如例、今日  
(日野重子、綱光祖父兼真、永享元年九月一四日没)

依吉日女中方向、珍重々々、千歲嘉瑞也、祝着々々、  
(撰津滿親女)

十五日、

十六日、晴、時々雨下、為亥子間、參室町殿、祝着々々、自一昨日女  
(広橋卿子)

中同宿間、卅日中無何憚不參、禁裏、御局申入、弥祝着者也、今日上様  
(義賢)

還御也、聽先可有御參籠歟、早々御腰立給嘉瑞也、珍重々々、  
(倉屋)

□七日、晴、冬後朝臣来云、三宝院准后今日陽明可被參之由有其沙汰、  
(チノ政深、近衛忠論男、房嗣猶子)

是若公可有御入室間、先可被見申ゆへ也云々、布衣可借云々、仍而令他  
(西洞院)

借遣了、入晚帰来云、只今帰院也、不及一獻沙汰御吉例之由、  
(九月記ヨリ)

准后堅被申間御略云々、祇候輩布衣悉庭上跪居、申次時兼朝臣云々、尤可  
(下冷泉)

為年預歟、云当家旁以可然事也為之如何、冷泉宰相持為卿、祇候云々、聽  
(近衛教基)

而大納言殿被申伴若公可被渡御三宝院由其沙汰有之由物語、事儀珍  
(豊子女全)

重々々、抑今日西殿・御局・慈母以下御庵達濟々入御、小男誕生以後初  
(チノ兼頭、本年九月)

度也、有夕飯、小袖以下種々被持祝着々々、驚目也、入夜事終、千秋万  
(兼生)

歲嘉瑞今日見聞、一段添嘉悦気味者也、幸甚々々、

十八日、

十九日、

廿日、晴、着更衣參内、不具間良久不參、背本意、為當番參御所、有  
(戒九)

御受形事、予申次、於議定所御対面、主上御引直、事終後胡銅三具足、  
(衣脱九)

引合十帖被下、其後退出、抑於御東面被御小庭、室町殿祇候伊阿弥也、  
(脱アルカ)

本草家召遣者也、廿三日勸修寺宮門跡法親王宣下事、可申沙汰云々、仙  
(恒興ノチノ恒也)

洞取御申上皇御猶子由被仰下候、上卿・弁等申入者也、  
(動)

廿一日、曙天時分也地震、龍神同也、未止、可謂珍事、可驚可恐々々、  
(動)

為之如何、今日祇候、禁裏者也、

廿二日、

廿三日、晴、室町殿被祇候左京大夫局等來臨、為悦々々、慈母御仏詣  
(隆遠)

問不御出、可謂無念、頃之被歸幕、幸甚々々、入夜着束帶參内、法親  
(業室)

王宣下依法申沙汰也、上卿鷲尾中納言、弁教忠朝臣、史員職祇候、陣  
(高橋)

官人選參間、仰極務所催促也、事具後上卿着陣、與或着端、予以詞仰詞、  
(清原兼也、例有祇)

御名字折紙所懷中也、立紙を八只、先仰云以恒興宜令親王ヨ、家記有之、守彼  
(以手云々)

仰詞仰畢、建久御例也、其後自懷中折紙取出下之、上卿称唯後退、右次  
(右)

上卿着外座、召官人、二声、仰軾事歟、又召官人、同、召弁、々參軾、上卿  
(右)

仰詞仰弁、同下折紙歟、弁退、弁其後上卿退出、此間弁下知史、頃之予  
(右)

退出、無為珍重々々、

廿四日、

廿五日、晴、大樹為御方違渡御烏丸中納言亭、自新造門渡御云々、珍重々々、  
(責任)

廿六日、晴、暖氣也、辰半刻參室町殿、今日御会所立上棟也、人々參、  
(柱カ)

巳刻有御祝儀、御大口・御衣・御馬拜領如例、其子御馬計也、事終而人々  
(余)

參御前、御太刀進上、不及御馬進上、珍重々々、幸甚々々、無極候者也、  
(礼)

午刻以後為當番參内、相応院宮御弟子參給、是明日御得度間御拜云々、  
(弘助法親王)

御名二折紙書被進内、性助可然由有叡慮、予申次、主上御引直也、  
(衣脱カ)

條々

宣下事被仰下者也、右兵衛督永基卿任參議御執奏也、菅原在綱卿・同(東坊)益長卿叙正三位、可宣下之由被仰下候也、入夜婦參、一首詠進、依仰也、

廿八日、晴、入夕參 室町殿、依為亥子也、直參御局申出禁裏退出、珍重々々、

廿九日、時々雨下、為亥子御礼申參五大堂、拜領後帰着、

後十月

一日、晴、早旦、參(足利義政)室町殿如例、帰宅後嘉祝了、參御參籠所、御益拜領後退出、參仕人々、(三條四公俊)按察大納言・中御門大納言・帥大納言・北畠大納言・三条中納言・伯三位・顯言朝臣・教秀朝臣等也、每朔人数也、飛鳥井不參、嵐山楓紅、殊目如錦間、皆以同道、臨大井河辺、見覽処、山錦映松、青水如渡紅、心目遊景、堪腸、頃之帰宅、已入合時分也、入夜婦華、

二日、  
三日、  
四日、晴、(日野重子)上様御腰立給間、珍重令存間、馳參嵯峨処、大井河辺御遊覽間、申置退出了、

五日、晴、為当番參 内、風氣間不帰參、(四辻)季春朝臣相博、

六日、晴、  
上様御出之由有御聞間、參 室町殿、申入退出処、有猿楽、可祇候由被

七日 仰下間、參御前、近比又見物也、夜深退出、慈母御參、帥大納言・(豊子女王)飛鳥井父子・烏丸中納言・日野新宰相・菅二位等、濟々祇候、大

飯也、驚目計也、(雅親)殊俳優貴筵、一段興、娛目耳乎、

八日、小雨下、為当番參 内、慈母・御庵達予方入御、祝着々々、頃之(正親町三條公雅女)婦御云々、抑為御宿帰參処、御屏風(文章)・御硯・御火取・御盆等、為故

瑞春院御物、自陽院殿、以帥大納言(實雅卿)被進御物也、殊勝御重宝

由種々被仰、申次冷泉宰相也、殊御硯御重宝云々、何も未初調のま、の物由同被申、明日以女房奉書可被仰云々、(丹波)九日、晴、御局此間御歡樂後御帰參、珍重々々存者也、盛長朝臣參、予

歡樂間、彼朝臣相談了、(父兼郷)十二日、晴、御月忌如例、雖可參瑞雲院、歡樂間不參、存外事也、

十四日、晴、後瑞雲院殿御月忌如例、抑今日 禁裏御一献可祇候、自中御門大納言示送間、殊所早參也、是御庭等為御覽云々、(持季)帥大納言・

同按察使公侯、中御門大納言・飛鳥井入道・正親町中納言・三条中納言・菅宰相・冷泉前宰相・伯三位・新宰相・右少弁(勝光)左少弁四辻中

將(季春)頭弁(冬房朝臣)・顯言朝臣・親長朝臣・為賢朝臣・季春朝臣・教秀朝臣・雅行朝臣・教國朝臣・公澄朝臣・予・六位一兩人祇候、有御會、

卅首也、予一首詠進、人々大略一首二首、  
御製四首也、殊々勝也、公卿陪膳、予任槐子孫夕郎事間、每事所役雖難

勤、但是八内々御一献間、時之一座上首なんと勤了、且先例勿論候也、晴御會時不可勤也、内々時者、何子細哉、御膳手長度々勤了、如此儀万

里少路前内府・予存知同心者也、曉更之後退出、及乱舞、猶地震、(時房)十六日、晴、為当番參 内、

十七日、晴、寒氣興盛、歡樂散々、為之如何、飛鳥井三位任右衛門督、予宣下了、

十八日、歡樂猶如同篇、  
十九日、雪時々飛、

廿日、初雪、如深霜、有其興、歡樂少得減、自愛、猶大地震鳴動、驚人計也、

廿一日、  
廿二日、

廿三日、晴、寒氣興盛、禁裏有御一獻、雖可祇候、自廿日犬死穢出来間不參、五个日穢、伯三位返答者也、今日人々申沙汰也、珍重々々、有御会云々、

廿四日、小雨下、天明時分当西炎上、瑞雲院近所酒屋延長寺云々、雖然不及余煙神妙々々、

〔廿〕五日、晴、欲樂得減間出経〔京カ〕先々遠国僧奉写不動尊一万軀、同者被聞食由綸旨拜領度候也云々、又北野連歌坊主師云々、申談執柄〔二兼兼良〕參庭上申入処、不可有子細由被仰下間、書て候也、綸旨如此、

奉写不動尊一万軀由被聞食了、專可令保護

金輪、調和玉燭者、

天氣如此、悉之、以狀、

宝徳元年後十月廿五日 〔広橋綱光〕 右兵衛佐 奉、

藏心僧都禪堂

如此儀、邂逅事也、文章可為如此歟、此事申談執柄問書□了、

○約六行分空白、

卅日、晴、御次第、内々參庭上申出、馳筆返献者也、

十一月

一日、晴、早旦、參 〔足利義政〕 室町殿、珍重々々、構見參後、參上様御方、次裏 〔日野重子〕 野勝光

亭出向、帰宅、抑今日朔旦冬至間、御太刀人々進上、幸甚々々、邂逅儀依有催、夕陽以後參 内、又六府本府參勤者也、邂逅儀注別記、無一事

違乱、尤以珍重々々、

二日、

三日、晴、為当番、參 内、

〔四〕日、

五日、

六日、

七日、

八日、晴、風寒、月次有和漢、

九日、深雪、有其興、内々予以下御雪消、禁裏 〔甘藷寺〕 沙汰、親長朝臣相触也、

自兼約束了、惣別五十疋、可謂少分、日出以後參 内、有御会、予一首

詠進、天盃後早出、是柳栄有御礼由、其間十分間、殊早出馳參処、無御

礼云々、是評定初御礼由、有其聞き、先々有御礼、何今度無哉、不審、

今日管領出仕初并評定初出仕也、未管領退出程也、空退出、及晚向管領

亭遣太刀遣令賀者也、人々群集、対面後、尾張宿所向、自其帰宅、近比

微礼云々、定專政道哉、可謂珍重者也、愚抑今日愚詠御短尺也、

豊年の程もしられて敷嶋の

寄雪祝 さかゆく道につもる雪かな 〔撰津講親女〕

十日、晴、暖氣也、行藏庵出来、初女中為対面云々、色々持来、祝着、

西殿・慈母〔豐子女王〕以下御出、珍重々々、午刻時分參関白、是令御談議故也、一

荷一種召進、又中御門大納言・伯三位・教秀朝臣等也、皆以一荷一種持

參云々、御談議事了有大飯、神祇令卷也、入夜退出、

十一日、

十二日、晴、御月忌如例、依当番祇候 禁裏、 〔父兼郷〕

十三日、晴、今日、藏人右少弁 〔勝光〕 新造徙移徙去十日間、為賀向彼亭、

遣太刀・馬、留守間帰宅、入夜初神事、是春日祭、又当季遥拝為也、

十四日、晴、參関白亭席、是令御談議也、

十五日、晴、放生会・春日祭也、放生会上卿三条中納言、參議庭田宰相、 〔公綱〕

弁不參云々、使教国朝臣云々、依社訴延引処、今月被行条、尤以可得珍

重、春日祭上卿西園寺中納言、弁勝光、使公澄朝臣云々、但依社訴未定

由、右少丞申度、驚入者也、猶可尋記、雖然早旦遥拝、諸社奉拝後、吉

田社以下參詣、珍重々々、抑吉田祭、予分配也、今日式日処、両社同日

間、社司等依子細申空延引、可為下支干由被仰下也、仍而昨日悉被相催

了、上卿中御門大納言、弁分配勝光、出車忠富朝臣、背本意事也、

十六日、

十七日、

十八日、

十九日、晴、今日日野新造亭向、是人々一荷可持向云々、予百疋持来向、

廿日 人々同之、中御門大納言・北畠大納言・中山中納言・菅二位・月

廿一日 輪前宰相・菅宰相・右衛門督（親通）・伯三位・少納言

朝臣（五卷）・予、以上十人有数盃、頃之分散、珍重々々、今日南御所へ上様渡

御云々、

廿日、晴、風寒、慈恩院（兼眺、綱光祖父兼直ノ男）欲楽、猶以増氣、散々御式云々、驚外無他、

廿一日、

連々御音信恐悅候、先々松茸一籠拝領、遍未見及間、一段之賞翫、無

比類候、兼又慈恩院欲楽事只以同篇、

梢蟬  
目欠（二紙）

松高き梢にせみの声きけは

先日小除目仰詞注給候者、喜入候、御参 内、衛府・帶刀交名、片時

借給候哉、謹言、

九月十八日

折紙則副進了、

何事候哉、遙久不能拝顔、此両三日出仕申候、旁以面可令閑談候、兼

又如申事、如法憚存候へとも、遠国之仁、口宣望申候、可遊給候哉、

先立出羽国之者望申候之間、令申候之処、則御許容候き、千万（〇二紙）

町殿如例、其後

酒、幸甚々々

所初依御対面也、

二日、晴、小雨下、今日愚息（チノ兼題）・女中同道諸社参詣、初度也、併表万歳之

嘉例、奉仰尊神以下冥助者也、自愛祝着幸甚々々、吉田社・北野宮寺・

御霊、各御太刀隨身、珍重々々、小生今日同色直所沙汰也、帰宅後殊更

有嘉酒、一段添自愛気味也、皆以御出、珍重々々、入夜祇候 禁裏、

三日、晴、今日元日節会公卿以下被下御点、尋沙汰外無他、

四日、晴、寒気甚、及夕大雪下、元日節会内弁事、陽明大納言殿御点間、

夜前内々招相豊朝臣、召先且可有御存知由可申旨仰合、何様明後日祇候、

可申入、以此趣可披露由仰了、則相豊朝臣帰来云、当時一段御計会間、

雖御難治可被廻御計略由被仰下、畏存由可申入旨返答了、為冬房朝臣番

代宿祇候、

六日、

七日、晴、小雨下、今日祇園祭礼無為云々、珍重々々、是依山訴于今延

引、風流等如例、臨時祭予分配也、仍而使以下所申沙汰也、

九日、

十日、

十一日、

十二日、晴、御月忌如例、抑今夜朔旦被行朔旦冬至叙位、依有催参 内、

先参陽明、是元日節会御参事也、直参 内処、奉行外者未参、五位一人、

未拝賀之間、貫数以下四人可祇候間、内覽奏聞可被憚哉、雖存内所早参

也、頃之関白御参、先内覽、仰云、四人可被憚、就下臈可斟酌哉由、頭

東京大学史料編纂所研究紀要 第28号 2018年 3月 (118)

里小路冬房(兼家教忠)  
右中弁被示問、於使所見物、所意悉不同、定家說歟、先頭弁覽之、次頭

右中弁覽之、藏人右少弁覽之、(日野勝光)方如何、兩頭置長押、是可然哉、奏聞之時、

可置右方歟、無程事終、注無益、次奏聞如初、次撰定、六位一人祇候、

無人何哉、次第撰之、予府奏并和氣氏・百濟氏等付短尺、此外藏人右少

弁付短尺、難書雖有之、以上七八通外無之、同所撰入也、且貫數命也、

撰了予取目六、依六位未練也、自下臈退、予短尺書樣如此、

府奏(左右二卷有之、ハケハケウチ) 和氣氏申爵

百濟氏申爵

抑和氣・百濟短尺書樣、家記等不分明、(万里小路時房)万前内府可為如此云々、(二条兼良)執柄仰

も此分也、可載目六哉、如何、同関白尋申入処、近代府奏不載目六上者、

猶不可載段可然哉、同愚存由被仰下問、不書目六勿論歟、且和氣・百濟

申文入外記箇文書也、雖然清家は付藏人方云々、中家は入箇文云々、

然間猶不載段勿論歟、可尋知事也、此兩通申文限朔旦冬至并御即位叙位

有之、無例叙位、内給・未給無之勿論歟、有例叙位、是又勿論々々、目

六書樣如此、

式部少丞申爵

藤原藤宗

民部大丞申爵

源有国

兵部少丞申爵

大江行近

左近衛將監申爵

源近次

左衛門少尉申爵

藤原国永

宝徳元年十二月十二日

頃之内府參(洞院実盛)内、直経床子座前、(此時兩)直着陣、次中御門中納言、次西

園寺中納言、資綱朝臣着横敷座、頭右中弁就上卿座下、仰々詞、(洞院実盛)今日可被

儀諸司召仰云、御且字不可入由、執柄有仰云々、次上卿着端座、次上卿召弁并外記仰之、次藏人出陣、

就上卿座下、仰云、(人々コナクハ、但目許計歟)次上卿被仰箇文事於外記、次諸卿起座、

進弓場、先之御白候、(御侍子前給)次内府着殿上、次令參御前給、次納言以下取箇文、

着座、次執筆着御前座、次執筆召人、六位參進、召職事、藏人右少弁

參進、召統紙、次関白給火櫃・衡重、(予一向階階可謂不、便、右少從早出也)此間所役殿上人給諸

脚前、次献盃藏人頭、瓶子五位藏人、(予、被申叙爵)次執筆召院宮御申文、

云々、次執筆召人、予參進、召入内一加階勘文、又無之間、更參進、就執

筆座下、(左、)入内一加階勘文、(六枚)予退、次叙位了、執筆授叙位簿於入眼

上卿、(西園寺中納言、)関白并執筆退出給、予入眼奉行事与奪間、雖重役領状、

上卿着陣、參議着横敷座如例、内記依遲參及数刻、為之如何、頃之上卿

就弓場、位記奏聞、則被返下、予仰云、令請印云、上卿復陣、召少納言

等、令請印、又上卿就弓場奏聞、則被返下、予仰云、令次第云、

但此奏聞無之、而直上卿召内記、令次第、不及奏聞如何、然而已及出

出以後間、六位与奪、今一度可有奏之由仰合退出、定無為歟、珍重々々、(御)

小折紙統左、

正三位 藤原宗繼(松本)

同隆盛(四糸)

同実雅(正親町三糸)

正三位 賀茂在貞(曆道)

藤原持俊(山科)

同資任(鳥丸)

同教季(今出川)

正四位下 賀茂在長(權曆博士)

從四位上賀茂在盛曆道

安陪（稻有）在季天文博士

正五位下藤原永尚

賀茂在政（松殿）

藤原定輔（松殿）

從五位上賀茂在采曆道

源具家

藤原行秀（後崇光院御給、世尊寺）

從五位下源經春

小折紙（端裏書）

〔朔旦叙位聞書宝徳元、十二、十二、〕

正二位 藤原宗繼

藤原実雅

正三位 賀茂在貞曆道

藤原資任

正四位下賀茂在長權曆博士

從四位上賀茂在盛曆道

正五位下藤原永尚曆時

藤原定輔曆時

從五位上賀茂在采曆博士

藤原行秀院御給

從五位下益久王寬和御後

源国治民部

藤原忠兼氏

大江有敦諸司

橘信秀諸司 小野忠直左近

惟宗有冬右近 源俊緒外衛

平惟秀外衛 和氣明和氏

百濟遠雄氏 源經春曆時

外從五位下藤井友益外衛

宝徳元年十二月十二日

十三日、晴、大館入道入來、本領拜領故也、自愛々々、仍而令賀者也、

十四日、晴、今日朔旦恩詔云々、上卿四条大納言（隆夏）、奉行頭右中弁也、可

尋記、今日祇園并北野宮祭礼也、無為云々、珍重々々、早且參詣御旅所、

女中同參詣、幸甚々々、風流等如例、

十五日、晴、雪下、入夜參内、是依祇園臨時祭也、北野臨時祭御禊可

為同日云々、先規不解云々、雖然被行事者也、且執柄仰也、事具後、出

御、先祇園使雅保也、頭弁祇候、御禊之儀如例、使内々（木藤）給（唐橋）宣命、向

本社、其後更出御北野臨時祭御禊、了入御、使在治朝臣同給（唐橋）宣命、向

本社、何も延引之由有辭別、北野祭奉行藏人右少弁也、雖然一具可申沙

汰之由内々示度間、所申沙汰也、兩社一度被行例、邂逅事也、頃之退出、

一十五日、今日三寶院准后為御弟子、陽明若公御入室、今夜云々、先万

里小路前内府宿所渡御、御方違云々、准后伴令渡給、前殿同渡御、是准

后御嘉例也云々、御入室事、雖承存、此儀遂以不存知、隔御心有、可謂

迷惑、是何哉、每事如此、存外事也、何供奉事不被仰哉、是又所存外也、

云彼云是、外聞真儀失面目、為之如何、惣（大）太方御心中非真意、珍事々々

可悲々々、

室町殿御猶子云々、珍重々々、御服等同被進者也、今夜同御得度也、

十六日、晴、今朝聞、細川讚州死去云々、昨曉事也、為之如何、不便々々、

六郎遺跡相續云々、

十七日、

十八日、

十九日、晴、日暖、(義忠)畠山修理大夫入道有侍者、抑今日依吉日(マ)、幸甚々々、

廿日、晴、御室・大聖寺殿・梶井門跡以下方々參歲末也、月迫依念劇也、

廿一日、晴、及晚向讚州亭、訪者也、

廿二日、

廿三日、晴、今日歲末御參、(足利義政)内也、例年先々廿七日也、雖然今日依吉日

有御參云々、申一点御出之由、自日野示度間、午半刻計計參、(束帶)内、(如例)

隨身一人并白襖雜色一人・笠持一人等召具者也、昇殿上口見廻処、已按

察卿(三條)・中御門大納言(宗雅、雅世)・帥大納言(實雅、卿)・同中納言(公綱、卿)・四条

大納言(隆夏、卿)・飛鳥井中納言入道・伯三位・兩大弁宰相・頭弁・頭右中

弁・教秀朝臣・忠富朝臣等濟々祇候、四足門に畠山尾張并二郎祇候、所々

迂困警固計也、頃之已御出門之由告來問、人々參集御下車所、御路、自

武者少路至今出川、先前駈二人、一人相豊朝臣、(陽明)一人頼行、

(持通)騎馬、如初度御參内、次番頭八人敷、前行、次御車、藏人右

少弁(勝光)、參御車、(御下乘也)、次布衣侍二人、(交名可)次殿上人二人、(山科)頭言朝臣・

教国朝臣、乘車、隨身四人、共以召具、御榻役相豊朝臣、御簾役頭言朝

臣、御查役教国朝臣、御劍役右少弁、(勝光)自四足門御參、御停止年中行

事辺、此時人々跪居、於議定所御対面、無程還御如初、不及一獻、申次

可尋記、日野中納言・藤宰相等參候、於唐門辺大方敷・若君等御見物、

御輿也、同還御、令過人々前給時、悉跪居、其後如本帰參、内、人々參

御前、申入祝言、退出、于時爇燭程也、御裝束御衣冠、巨細可尋記、主

上御引直衣敷、無為公私大慶、珍重々々、殊連鸞鳳翹誠欲目者也、或衣

冠、或直衣、大略直衣也、抑飛鳥井中納言入道參候事如何、不可然哉、

不内々、為晴儀間、斟酌勿論敷、但此人非限此事、每事進退如此、比興々々、

諸大夫二人共千疋被下御訪云々、抑先度御參、(高倉)内時、予・永繼也、今度

者被替、每度不使之由被仰云々、尤仁道御沙汰也珍重々々、猶右少弁今

度參候、是別段事也、扈從殿上人共束帶如初度、中山中納言不參、何哉、

可尋記、尤無故事也、

御裝束様、御衣冠、御太帷、御指貫、御文

御冠懸、紫、

○約四行分空白、

廿四日、

廿五日、

廿六日、

廿七日、晴、今夜貢馬也、不出仕、貢馬用脚未下云々、人々來臨、

廿八日、

廿九日、晴、方々出向、

卅日、雨下、早旦參、室町殿、歲末御礼也、可謂嘉礼、御対面以後、方々

出向、入夜着束帶、卷纒、帶弓箭、壺參、内、依追雛申沙汰也、或者不

帶弓箭之由、北山抄見兩様也、猶太略帶之由、多記置間、執柄等申談了、

上卿四条大納言、參議俊秀朝臣、弁親長朝臣、次將不參勤、將監政仲代、

六府子一人祇候、藏人不帶弓箭如何、少納言不參、近代無參敷、猶參議

遲參間、其分且被始行之由被仰下載、散狀不相待可始行之由、被仰下、間

儀之分雖存、已晴天間、節折以後、月花門外東上北面、無名門前敷座、

六位座少引後退敷座、先上卿着座、次弁、(參議)次子敷座、(無掛)次六位

外記(康繼)着座、藏人將監依子細不着座退出、次取中務丞代持參札、上卿

取之、(見了)給弁、々覽了給子、々覽了給外記、又自下次第取転返上上卿、

次自下薦退座、上卿・予月花門辺着靴、(令持)入月花門、北上東面、

次陰陽寮代持來桃弓・葦矢、予取弓矢、同列立、上卿・弁以下指笏取

也、雛王着鬼面、退紅裝束、持楯立橋樹下、見上卿等南行、上卿以下如

射棄弓矢、左廻、予等改沓堂上、弁・外記不着靴、又有例、猶靴本儀也、

